

第6章 計画の推進体制

1 計画の広報・周知

(1) 市民・地域への周知・情報伝達

計画の推進にあたっては、市民や地域の理解促進が不可欠です。計画書概要版の配布やホームページでの公表等、様々な媒体を通じて本計画を広く市民に周知します。特に、障がいや障がいのある人に関する理解・啓発や、地域での見守り、交流、防災・防犯等の取り組みは、地域との連携や地域住民の主体的な活動が重要であることから、関係課との連携のもと、重点的な広報を行います。

(2) 障がいのある人やその家族への周知・情報伝達

障がいのある人への周知にあたっては、当事者や家族等の意見を取り入れながら、合理的配慮の視点を踏まえ、わかりやすい情報発信を行います。

2 計画の推進

(1) 障害福祉サービスの円滑な提供

障害福祉サービス等の充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。また、利用者がサービス提供事業所の選択に活用できるよう、事業所情報の広報を行います。

障害福祉サービス等において、広域的な対応が望ましいものは、県や近隣市町との連携により、提供体制の充実に取り組みます。

(2) 庁内関係課との連携

計画を円滑に推進していくため、福祉課障害福祉係が中心となり、保健、医療等の福祉分野をはじめ、子育て、教育、就労、防災、まちづくり等、障がい者施策にかかわる各分野との連携を図ります。

(3) 団体、事業者、その他専門機関等の関係機関との連携

障がい福祉施策を総合的に推進するには、行政だけでなく地域や団体、事業所等、様々な主体との連携が必要です。社会福祉協議会、民生委員児童委員や自治会、地域団体、当事者団体、事業者、医療機関、企業、公共職業安定所（ハローワーク）等と協働の視点に立ち、それぞれの役割を明確にしながら連携強化を図ります。

また、障害者自立支援協議会は各関係機関が一堂に会する場であるため、現状・課題の共有や、今後の取り組みの協議の場として機能するよう運営を行います。

(4) 国や県、近隣市町との連携

本計画は、国の法律、制度、県の方向性等を踏まえて策定しているため、国や県からの情報を随時収集し、内容を踏まえて障がい者施策を推進します。また、専門的な知識を必要とする事例や、広域的な対応が求められる場合には、近隣市町や県との情報交換や連携を図り、対応に努めます。

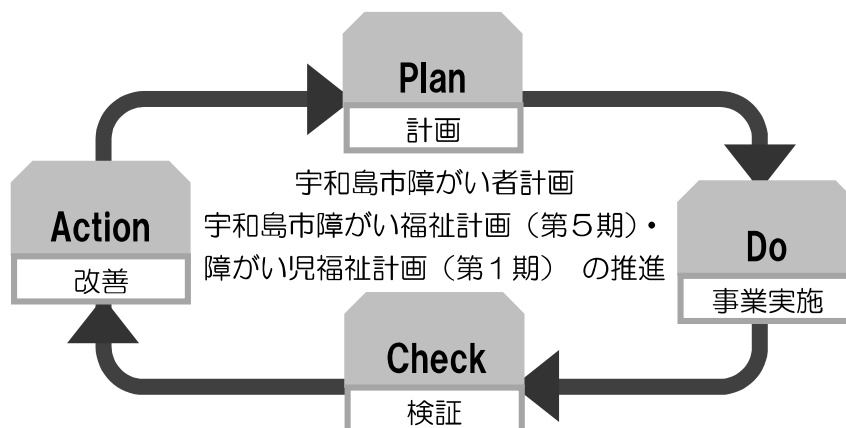
(5) 国の動向に対応した、見直し・変更点等の周知

今後、国から障がい者制度に関する改正等があった場合、その内容を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。計画の内容に変更が生じた場合、速やかに変更点を市民、サービス提供事業者、関係機関、団体等に周知します。

3 計画の進捗管理

本計画を着実に実行していくため、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の成果目標の達成状況をはじめとして、PDCAサイクルに基づいて毎年、進捗状況の定期的な確認を行い、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直し等を行います。

■PDCAサイクルのイメージ



資料編

1 宇和島市障害者計画・障害福祉計画（第5期）検討委員会委員名簿

	所属・役職等	氏名(敬称略)	区分等
1	宇和島市議会厚生委員長	武田 元介	議会の委員
2	宇和島市障害者協議会会長	兵頭 司博	社会福祉関係団体等の代表者
3	公益財団法人正光会宇和島病院医師	渡部 三郎	学識経験者・有識者等
4	南予地方局 地域福祉課長	大西 康広	関係行政機関等の職員
5	社会福祉法人 宇和島市社会福祉協議会 事務局次長兼総務課長	渡辺 正人	関係行政機関等の職員
6	社会福祉法人 旭川荘 南愛媛療育センター地域支援課長	小林 正昭	学識経験者・有識者等
7	社会福祉法人 宇和島福祉協会 豊正園施設長	酒井 慎司	社会福祉関係団体等の代表者
8	社会福祉法人 八つ鹿会 八つ鹿工房施設長	桑原 秀樹	社会福祉関係団体等の代表者
9	社会福祉法人 はまゆう会 はまゆう共同作業所所長	中村 伸好	社会福祉関係団体等の代表者
10	障害者就業・生活支援センター きら 管理者	青嶋 由貴	学識経験者・有識者等
11	社会福祉法人 宇和島福祉協会 相談支援センター豊正園相談支援専門員	奥川 一路	学識経験者・有識者等
12	社会福祉法人 八つ鹿会 相談支援事業所八つ鹿工房相談支援専門員	山本 隆明	学識経験者・有識者等

2 宇和島市障害者計画検討委員会設置要綱

平成19年2月2日

要綱第2号

改正 平成27年3月1日要綱第4号

平成29年6月30日要綱第53号

(設置)

第1条 宇和島市障害者計画の策定、評価及び改善に係る検討を行うため、宇和島市障害者計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 宇和島市障害者計画の策定に係る検討に関すること。
- (2) 宇和島市障害者計画の評価及び改善に係る検討に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者、有識者等
- (3) 社会福祉関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

3 前項に規定する委員がその身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の目的が達成されたときまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集しその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 委員会は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による最初の委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 3 この要綱は、委員会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

附 則（平成27年3月1日要綱第4号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日要綱第53号）

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

3 宇和島市障害福祉計画検討委員会設置要綱

平成18年4月7日

要綱第24号

改正 平成27年3月1日要綱第5号

平成28年9月1日要綱第80号

平成29年6月30日要綱第54号

(設置)

第1条 宇和島市障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定、評価及び改善に係る検討を行うため、宇和島市障害福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に係る検討に関すること。
- (2) 計画の評価及び改善に係る検討に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者、有識者等
- (3) 社会福祉関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めたる者

3 前項に規定する委員がその身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の目的が達成されたときまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集しその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 委員会は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による最初の委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 3 この要綱は、委員会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

附 則 (平成27年3月1日要綱第5号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月1日要綱第80号)

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月30日要綱第54号)

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

4 障害福祉に関するアンケート調査結果

1 調査の目的

現在、宇和島市では、障害の有無にかかわらず、お互いに人権を尊重し、支え合い、助け合い、助け合っ、誰もが住み慣れたところで安心して暮らせる地域社会をめざして、「宇和島市障害者計画・障害福祉計画（第5期）」の策定をすすめています。

本調査は、市内にお住まいの障害のある方から、日ごろの生活状況や、障害福祉サービスなどに関するご意見をおうかがいし、計画づくりに反映していききたいと考え、実施しました。

2 調査概要

- 調査対象者：550人
- 調査期間：平成29年7月3日（月）～平成29年7月14日（金）
- 調査方法：郵送による配付・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
	550件	282件	51.3%

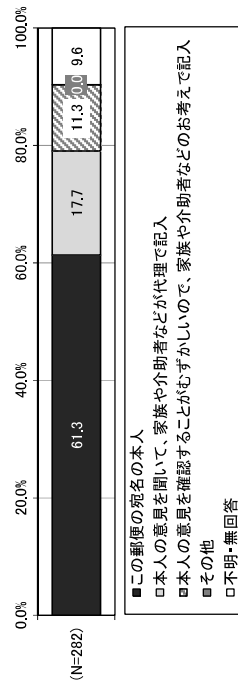
3 報告書の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれ割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

あなた（この郵便の宛名のご本人）の性別・年齢・ご家族などについて

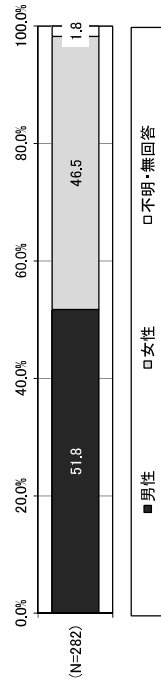
■ この調査票をご記入になる方はどなたですか。（1つだけ○）

調査票記入者についてみると、「この郵便の宛名のご本人」が61.3%ともっとも高く、次いで「本人の意見を聞いて、家族や介護者などが代理で記入」が17.7%、「本人の意見を確認することがむずかしいので、家族や介護者などのお考えで記入」が11.3%となっています。



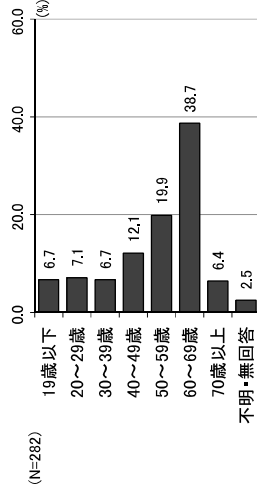
問1 あなたの性別はどちらですか。（1つだけ○）

性別についてみると、「男性」が51.8%、「女性」が46.5%となっています。



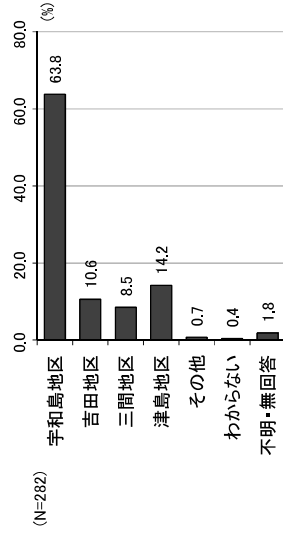
問2 あなたの年齢は、何歳ですか。（数字を記入）

年齢についてみると、「60～69歳」が38.7%ともっとも高く、次いで「50～59歳」が19.9%、「40～49歳」が12.1%となっています。



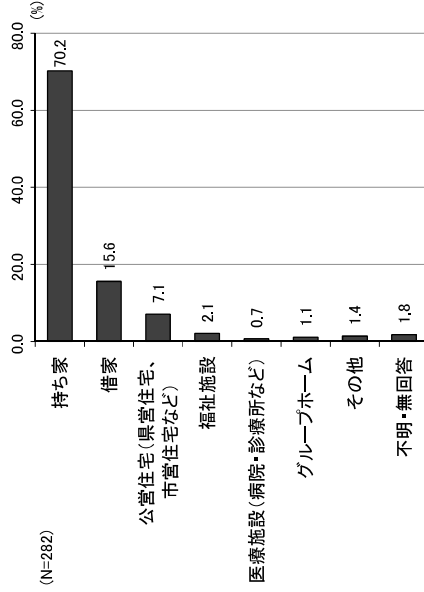
問3 お住まいの地区はどこですか。(1つだけ○)

住んでいる地区についてみると、「宇和島地区」が63.8%ともっとも高く、次いで「津島地区」が14.2%、「吉田地区」が10.6%となっています。



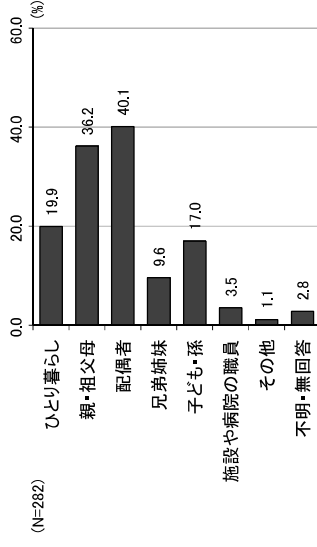
問4 あなたのお住まい(生活の場)はどこですか。(1つだけ○)

お住まい(生活の場)についてみると、「持ち家」が70.2%ともっとも高く、次いで「借家」が15.6%、「公営住宅(県営住宅、市営住宅など)」が7.1%となっています。



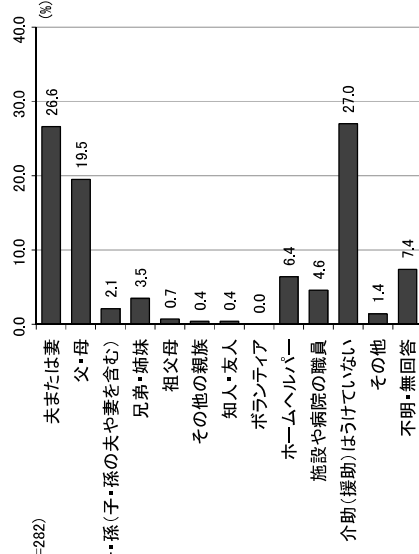
問5 あなたはどなたと一緒に暮らしていますか。(あてはまるものすべてに○)

一緒に暮らしている方についてみると、「配偶者」が40.1%ともっとも高く、次いで「親・祖父母」が36.2%、「ひとり暮らし」が19.9%となっています。



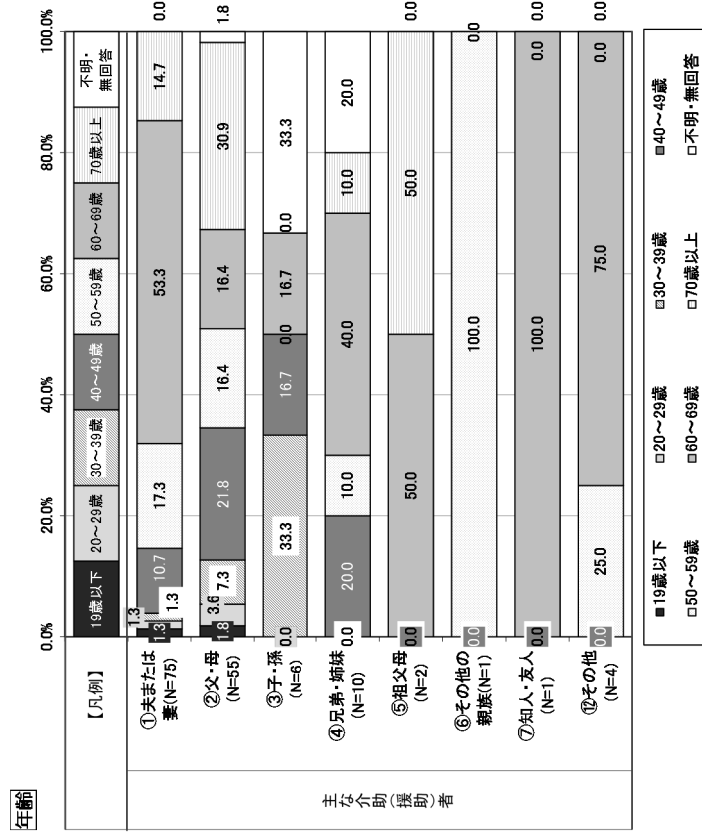
問6 あなたは、普段の生活で主になたかからの介助(援助)をうけていますか。(1つだけ○) また、その方の年齢(平成29年4月1日現在)と性別をお答えください。(数字を記入、あてはまるものに○)

普段の生活で主になたかからの介助(援助)をうけているかについてみると、「介助(援助)はうけていない」が27.0%ともっとも高く、次いで「夫または妻」が26.6%、「父・母」が19.5%となっています。

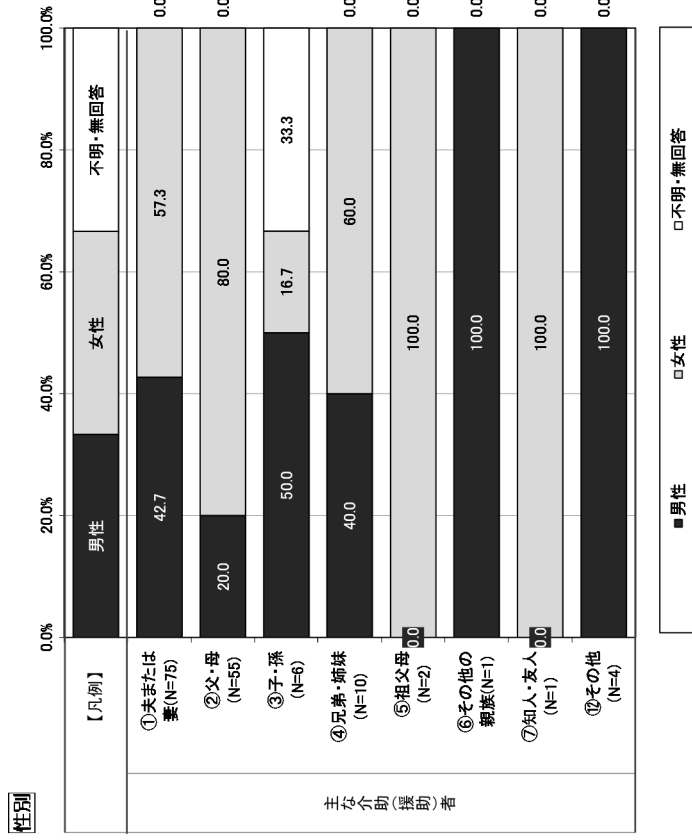


主な介助（援助）者の年の年齢についてみると、『夫または妻』では「60～69歳」が53.3%、『父・母』では「70歳以上」が30.9%、『子・孫』では「30～39歳」が33.3%、『兄弟・姉妹』では「60～69歳」が40.0%とそれぞれ高くなっていきます（「不明・無回答」を除く）。

『祖父母』『その他の親族』『知人・友人』『その他』では、「50歳以上」となっています。



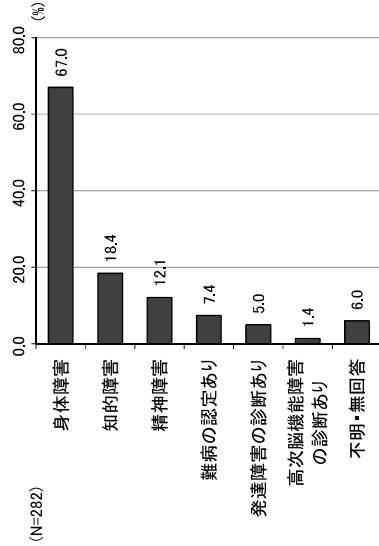
主な介助（援助）者の年の性別についてみると、『夫または妻』『父・母』『兄弟・姉妹』『祖父母』『知人・友人』では「女性」が、『子・孫』『その他の親族』『その他』では「男性」が高くなっています。



あなたの障害の状況について

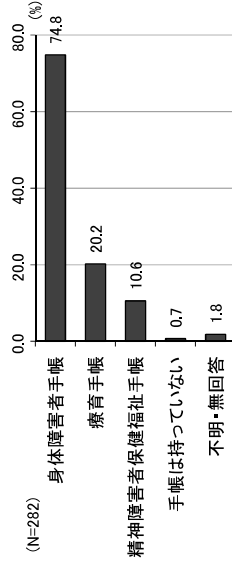
問7 あなたの障害について、あてはまるものすべてに○をしてください。

障害についてみると、「身体障害」が67.0%とも高く、次いで「知的障害」が18.4%、「精神障害」が12.1%、「難病の認定あり」が7.4%、「発達障害の診断あり」が5.0%、「高次脳機能障害の診断あり」が1.4%、「不明・無回答」が6.0%となっています。



問8 あなたがお持ちの手帳について、あてはまるものすべてに○をしてください。

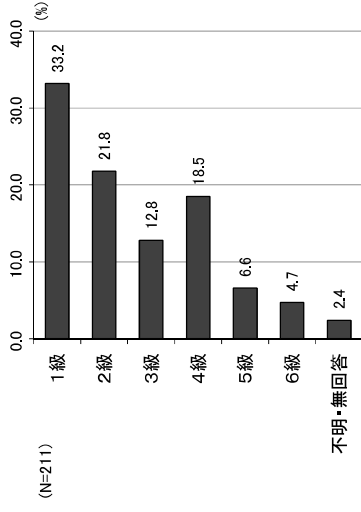
お持ちの手帳についてみると、「身体障害者手帳」が74.8%とも高く、次いで「療育手帳」が20.2%、「精神障害者保健福祉手帳」が10.6%、「手帳は持っていない」が0.7%、「不明・無回答」が1.8%となっています。



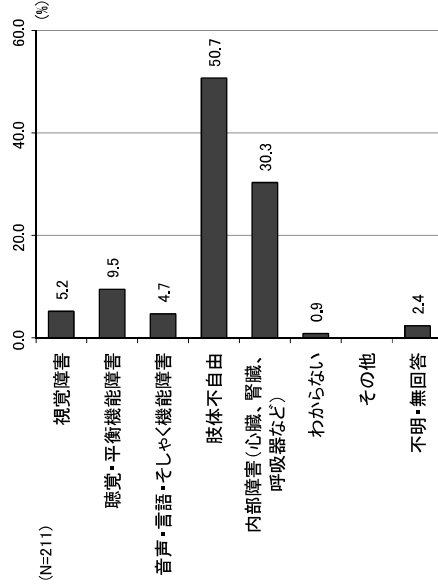
身体障害者手帳所持者の等級についてみると、「1級」が33.2%とも高く、次いで「2級」が21.8%、「4級」が18.5%となっています。

障害名についてみると、「肢体不自由」が50.7%とも高く、次いで「内部障害（心臓、腎臓、呼吸器など）」が30.3%、「聴覚・平衡機能障害」が9.5%となっています。

身体障害者手帳【等級】



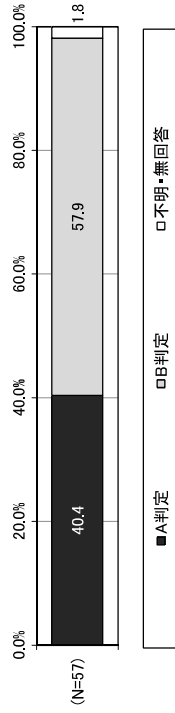
身体障害者手帳【障害名】



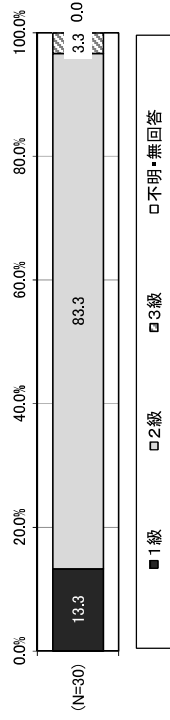
療育手帳所持者の判定についてみると、「B判定」が57.9%、「A判定」が40.4%と「B判定」が上回っています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級についてみると、「2級」が83.3%と最も高く、次いで「1級」が13.3%、「3級」が3.3%となっています。

療育手帳【判定】



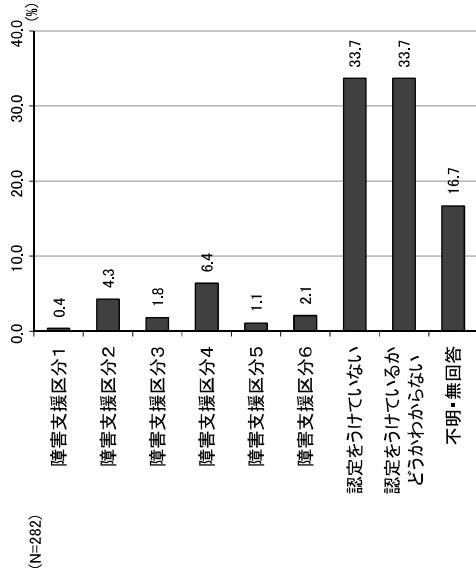
精神障害者保健福祉手帳【等級】



障害福祉サービス等の利用について

問9 あなたは障害支援区分認定をうけていますか。(1つだけ○)

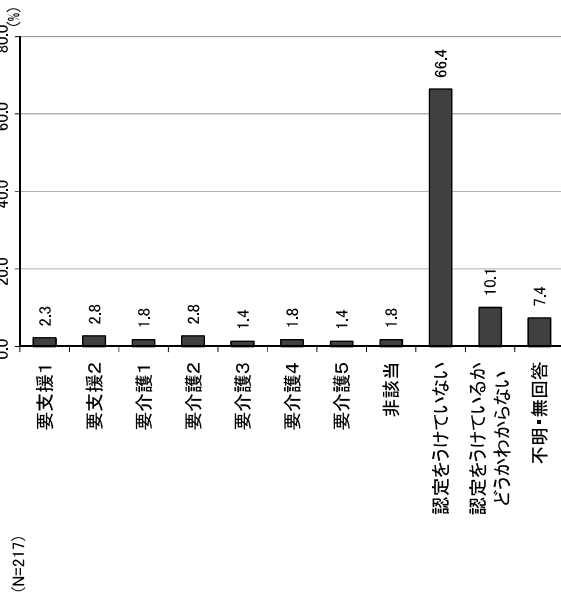
障害支援区分認定をうけているかについてみると、「認定をうけていない」「認定をうけているかどうかからない」がともに33.7%と最も高く、次いで「障害支援区分4」が6.4%、「障害支援区分2」が4.3%となっています（「不明・無回答」を除く）。



※あなたの年齢が40歳以上の方に伺います。

問10 あなたは介護保険において、要介護認定をうけていますか。(1つだけ○)

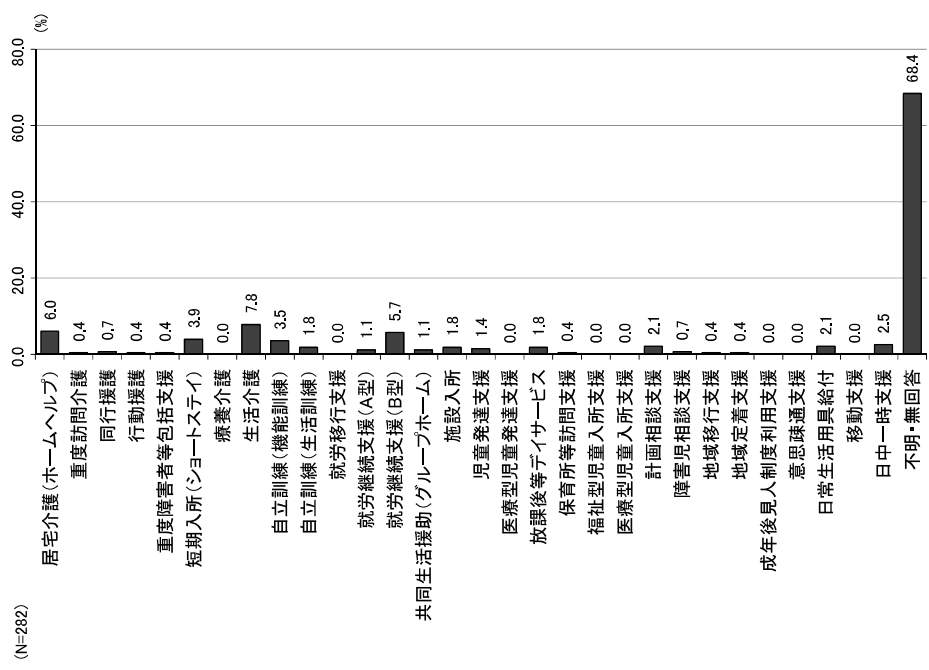
介護保険において、要介護認定をうけているかについてみると、「認定をうけていない」が66.4%と最も高く、次いで「認定をうけているかどうかわからない」が10.1%となっています。



問11 現在、あなたが、利用している障害福祉サービス等について、あてはまるものすべてに○をしてください。

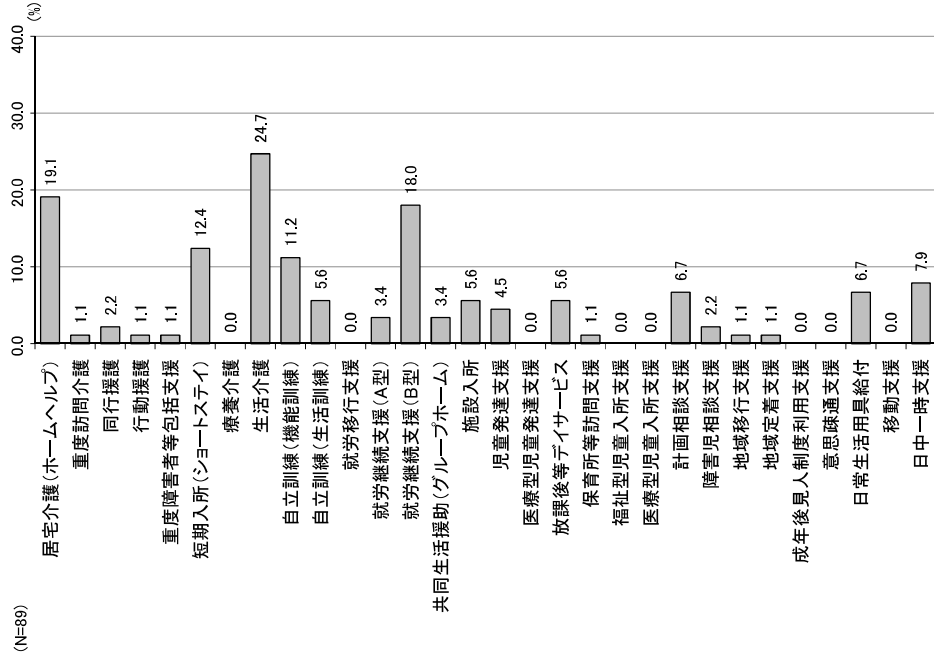
現在、あなたが、利用している障害福祉サービス等についてみると、「生活介護」が7.8%と最も高く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が6.0%、「就労継続支援（B型）」が5.7%となっています（「不明・無回答」を除く）。

※「不明・無回答」を含む



現在、あなたが、利用している障害福祉サービス等についてみると、「生活介護」が24.7%ともっとも高く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が19.1%、「就労継続支援（B型）」が18.0%となっております。

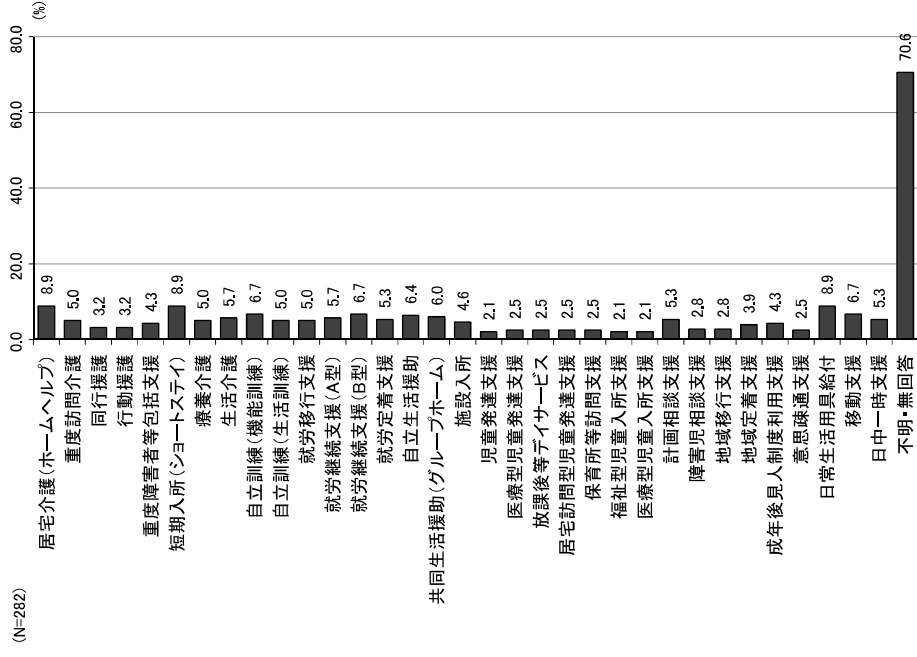
※「不明・無回答」を含まない



問12 今後、あなたが、利用したい障害福祉サービス等について、あてはまるものすべてに○をしてください。

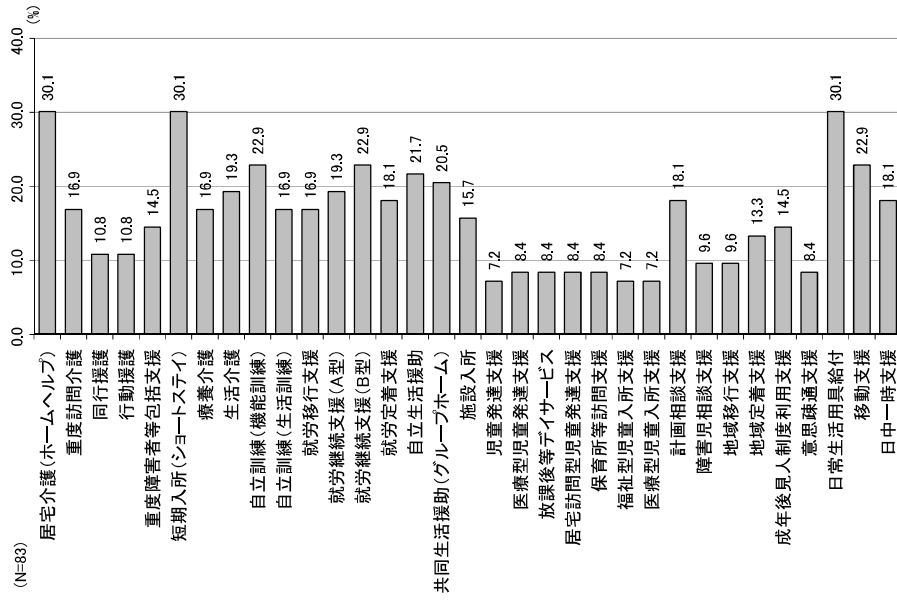
今後、あなたが、利用したい障害福祉サービス等についてみると、「居宅介護（ホームヘルプ）」「短期入所（ショートステイ）」「日常生活用具給付」がすべて89%ともっとも高く、次いで「自立訓練（機能訓練）」「就労継続支援（B型）」「移動支援」が6.7%となっています（「不明・無回答」を除く）。

※「不明・無回答」を含む



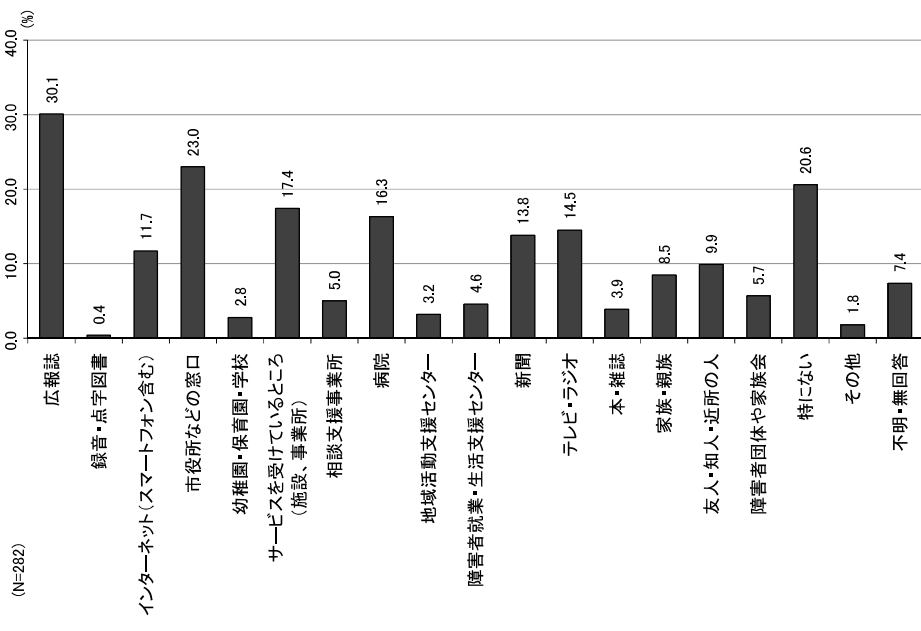
今後、あなたが、利用したい障害福祉サービス等についてみると、「居宅介護（ホームヘルプ）」「短期入所（ショートステイ）」「日常生活用具給付」がすべて30.1%ともっとも高く、次いで「自立訓練（機能訓練）」「就労継続支援（B型）」が22.9%となっています。

※「不明・無回答」を含まない



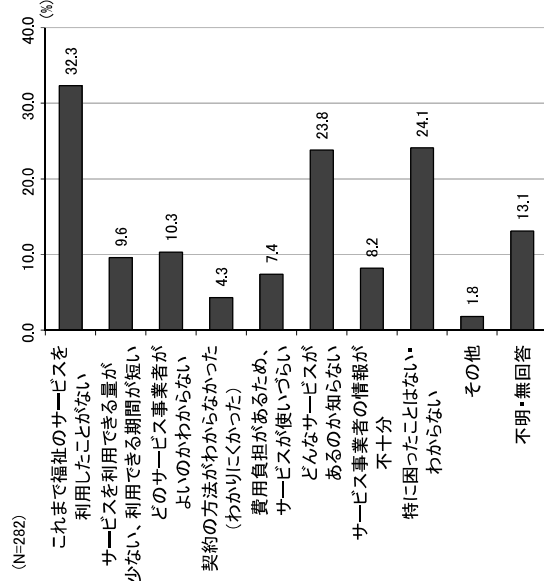
問 13 あなたは福祉に関する情報をどこから入手していますか。(あてはまるものすべてに○)

福祉に関する情報をどこから入手しているかについてみると、「広報誌」が30.1%ともっとも高く、次いで「市役所などの窓口」が23.0%、「情にない」が20.6%となっています。



問 14 あなたは福祉のサービスを利用するときに何が困ったことがありますか。
(主なもの3つまで○)

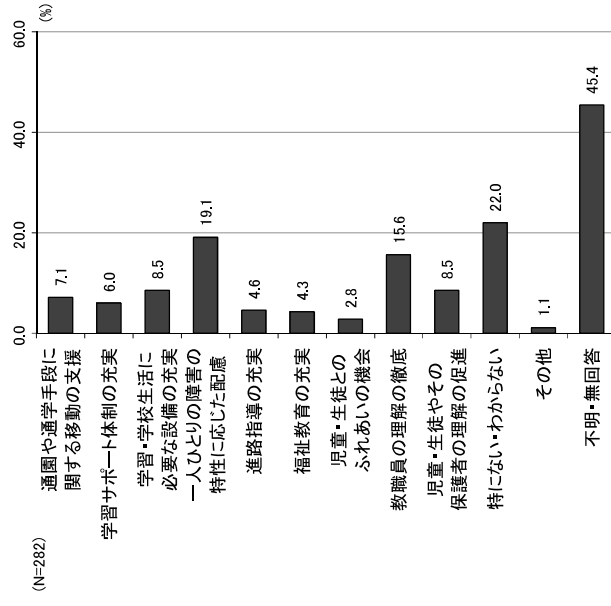
福祉のサービスを利用するときに何が困ったことがあったかについてみると、「これまで福祉のサービスを利用したことがない」が32.3%ともっとも高く、次いで「特に困ったことはない・わからない」が24.1%、「どんなサービスがあるのかわからない」が23.8%となっています。



教育について

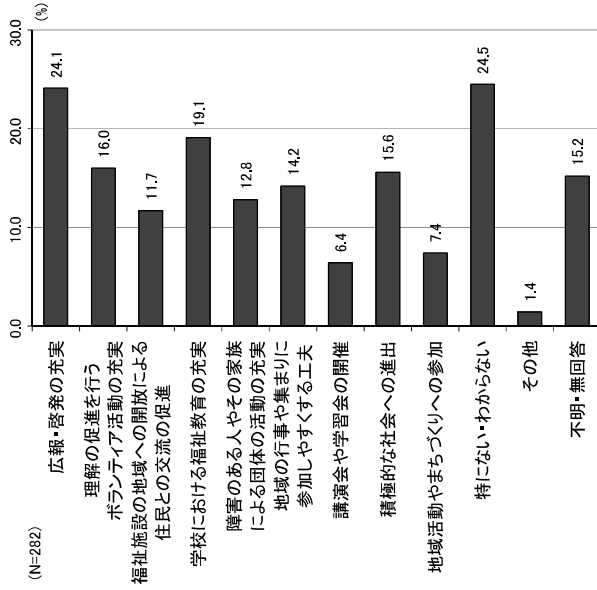
問 15 あなたが学校や幼稚園・保育園等での生活を送るうえで必要だと思ったこと、もしくは思っていることは、どのようなことですか。(主なもの3つまで○)

学校や幼稚園・保育園等での生活を送るうえで必要だと思ったこと、もしくは思っていることについてみると、「特にない・わからない」が22.0%ともっとも高く、次いで「一人ひとりの障害の特性に応じた配慮」が19.1%、「教職員の理解の徹底」が15.6%となっています(「不明・無回答」を除く)。



問 16 あなたが障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるために必要だと思うことはどのようなことですか。(主なものを3つまで○)

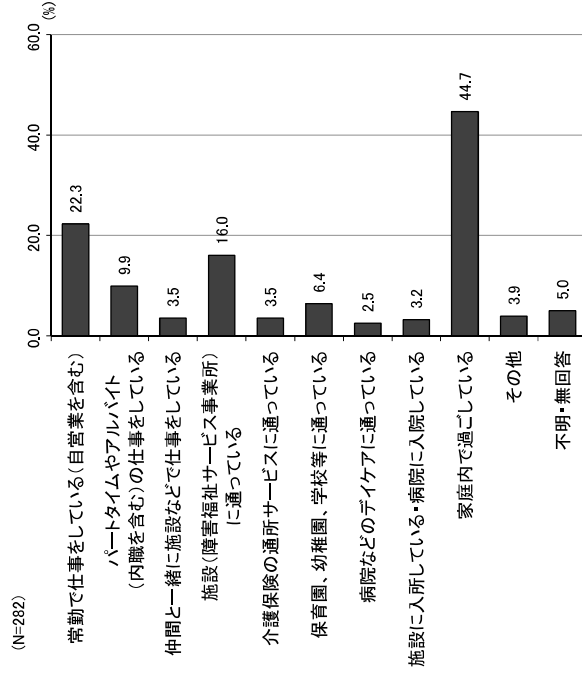
障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるために必要だと思うことについてみると、「特にない・わからない」が24.5%ともっとも高く、次いで「広報・啓蒙の充実」が24.1%、「学校における福祉教育の充実」が19.1%となっています。



就労について

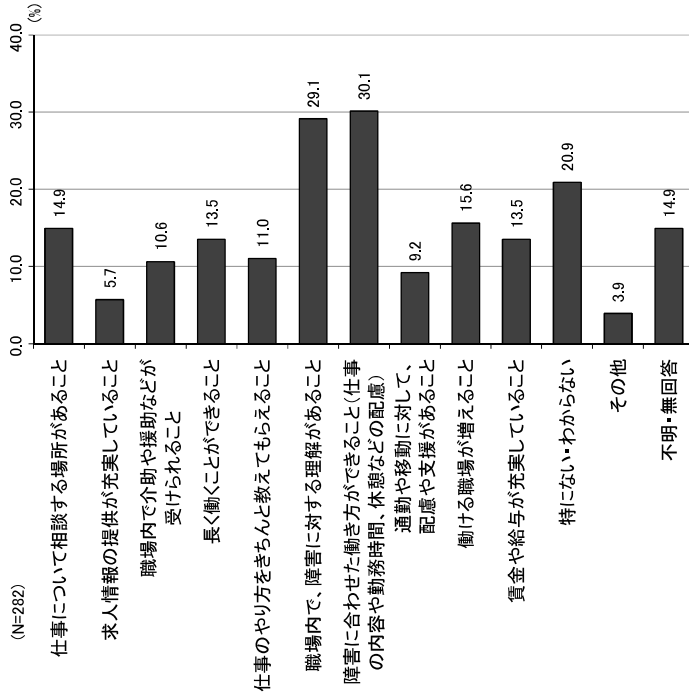
問 17 あなたは、日中の生活をどのように過ごしていますか。(あてはまるものすべてに○)

日中の生活をどのように過ごしているかについてみると、「家庭内で過ごしている」が44.7%ともっとも高く、次いで「常勤で仕事をしている(自営業を含む)」が22.3%、「施設(障害福祉サービス事業所)に通っている」が16.0%となっています。



問 18 あなたが働く場合、どのような配慮を希望しますか。(主なもの3つまで○)

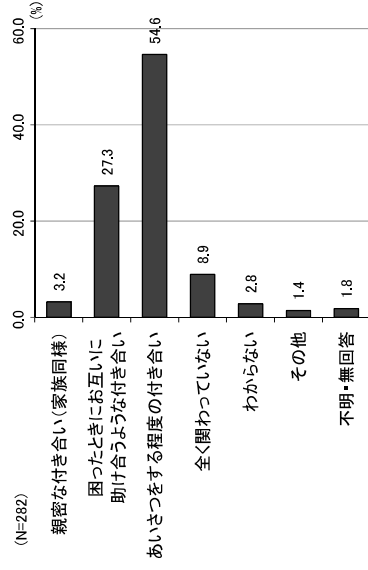
働く場合、どのような配慮を希望するかについてみると、「障害に合わせた働き方ができること(仕事の内容や勤務時間、休憩などの配慮)」が30.1%と最も高く、次いで「職場内で、障害に対する理解があること」が29.1%、「特にない・わからない」が20.9%となっています。



地域での生活について

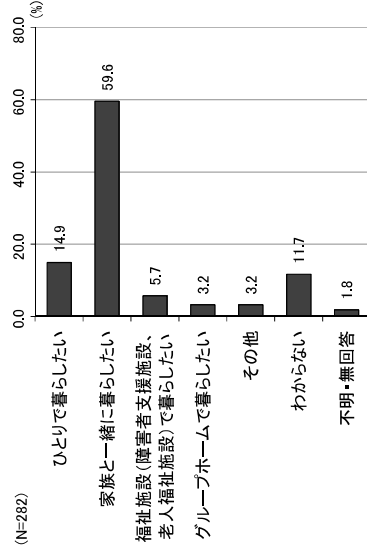
問 19 あなたは近所・地域の人とどのような付き合いをしていますか。(1つだけ○)

近所・地域の人とどのような付き合いをしているかについてみると、「あいさつをする程度の付き合い」が54.6%と最も高く、次いで「困ったときお互いに助け合うような付き合い」が27.3%、「全く関わっていない」が8.9%となっています。



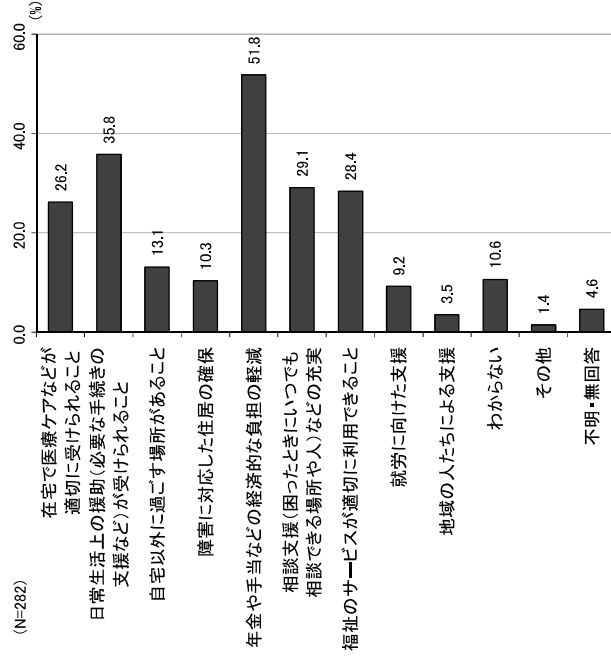
問 20 あなたは今後、どのように暮らしたいですか。(1つだけ○)

今後、どのように暮らしたいかについてみると、「家族と一緒に暮らしたい」が59.6%と最も高く、次いで「ひとりで暮らしたい」が14.9%、「わからない」が11.7%となっています。



問 21 あなたが自宅など地域で生活することを考えたとき、どのような支援があればよいと思いますか。(主なもの3つまで○)

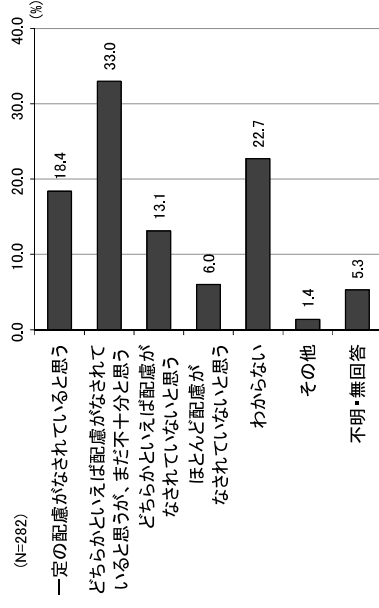
自宅など地域で生活することを考えたとき、どのような支援があればよいと思うかについてみると、「年金や手当などの経済的な負担の軽減」が51.8%ともっとも高く、次いで「日常生活上の援助(必要な手続きの支援など)が受けられること」が35.8%、「相談支援(困ったときにいつでも相談できる場所や人)などの充実」が29.1%となっています。



差別の解消

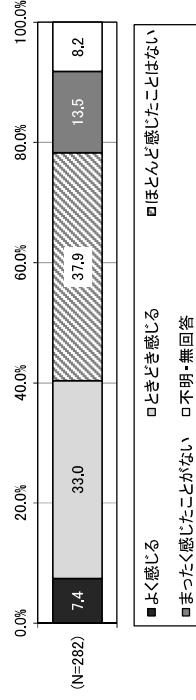
問 22 あなたは日ごろの生活のなかで、障害がある人への配慮がなされている、または、なされていないと感じたことがありますか。(1つだけ○)

日ごろの生活のなかで、障害がある人への配慮がなされている、または、なされていないと感じたことがあるかについてみると、「どちらかといえば配慮がなされていると思うが、まだ不十分と思う」が33.0%ともっとも高く、次いで「わからない」が22.7%、「一定の配慮がなされていると思う」が18.4%となっています。



問 23 日常生活で差別や偏見、疎外感を感じるときがありますか。(1つだけ○)

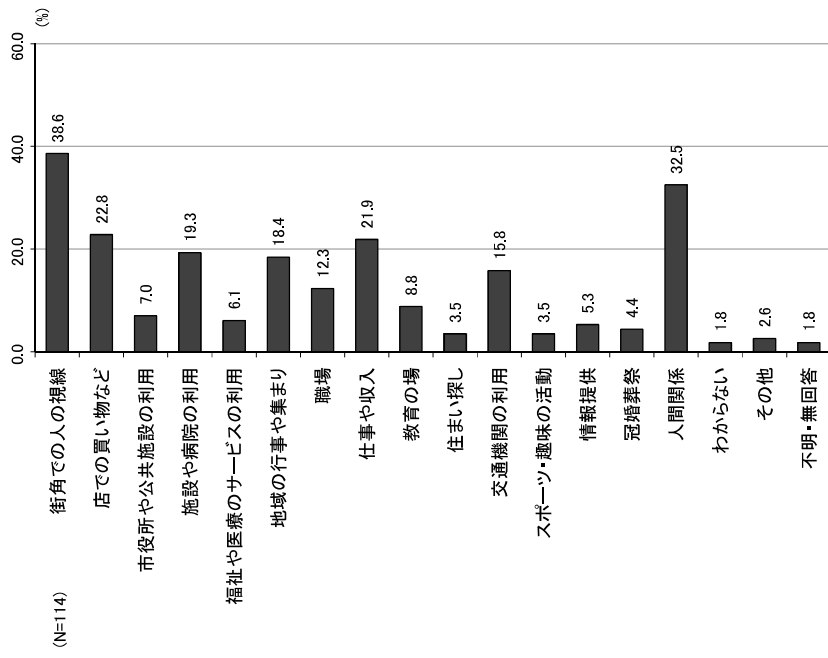
日常生活で差別や偏見、疎外感を感じるときがあるかについてみると、「ほとんど感じたことはない」が37.9%ともっとも高く、次いで「ときどき感じる」が33.0%、「まったく感じることがない」が13.5%となっています。



※問 23 で「1. よく感じる」か「2. ときどき感じる」と回答した方に伺います。

問 24 どのようなときにそれにそれを感じましたか。(あてはまるものすべてに○)

どのようなときにそれ(差別や偏見、疎外感)を感じたかについてみると、「街角での人の視線」が38.6%と最も高く、次いで「人間関係」が32.5%、「店での買い物など」が22.8%となつていま



宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画（第5期）

発行年月：平成30年3月

発行：宇和島市

編集：宇和島市 保健福祉部 福祉課 障害福祉係

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

T E L：0895-24-1111

F A X：0895-24-1160
